

(別 紙) 定款の変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変更案
<p>第1条 ～ 第3条 《記載省略》</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>第1条 ～ 第3条 《現行どおり》</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>《削 除》</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>第5条 ～ 第10条 《記載省略》</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 《記載省略》</p> <p>2. 《記載省略》</p> <p>《新 設》</p>	<p>第5条 ～ 第10条 《現行どおり》</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 《現行どおり》</p> <p>2. 《現行どおり》</p> <p>3. <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>第12条 ～ 第14条 《記載省略》</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 《記載省略》</p> <p>2. 取締役社長に事故がある時は、取締役会において、あらかじめ定められた順序に従い、他の取締役があたる。</p>	<p>第12条 ～ 第14条 《現行どおり》</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 《現行どおり》</p> <p>2. 取締役社長に事故がある時は、<u>取締役会長がこれにあたり、また、取締役会長に事故あるときは、</u>取締役会において、あらかじめ定められた順序に従い、他の取締役があたる。</p>
<p>第16条 ～ 第19条 《記載省略》</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第16条 ～ 第19条 《現行どおり》</p> <p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p>

現 行	変更案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は 15 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の<u>監査等委員である取締役を除く</u>取締役は 15 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 《記載省略》</p> <p>3. 《記載省略》</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. 《現行どおり》</p> <p>3. 《現行どおり》</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">《削 除》</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 《記載省略》</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 《現行どおり》</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長</p>

現 行	変更案
<p>となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 26 条 《記載省略》</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでな</p>	<p>となる。取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会長がこれにあたり、また、取締役会長に事故あるときは、</u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 26 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 27 条 《現行どおり》</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行	変更案
<p style="text-align: center;"><u>い。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 <u>28</u> 条      &lt;&lt;記載省略&gt;&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;&lt;新 設&gt;&gt;</p> <p>(取締役の報酬等) 第 <u>29</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第 <u>30</u> 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;&lt;新 設&gt;&gt;</p> <p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(取締役会規程) 第 <u>29</u> 条      &lt;&lt;現行どおり&gt;&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 <u>30</u> 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第 <u>31</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第 <u>32</u> 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第 <u>33</u> 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;&lt;削 除&gt;&gt;</p>

現 行	変更案
<p><u>(監査役の員数)</u> 第 31 条 当社の監査役は 3 名以上とする。</p>	<p>《 削 除 》</p>
<p><u>(監査役の選任方法)</u> 第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>《 削 除 》</p> <p>《 削 除 》</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>《 削 除 》</p> <p>《 削 除 》</p>
<p><u>(常勤監査役)</u> 第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>《 削 除 》</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>《 削 除 》</p> <p>《 削 除 》</p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>《 削 除 》</p>

現 行	変更案
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>《 削 除 》</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>《 削 除 》</p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>《 削 除 》</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 5 章 会計監査人</p>
<p>第 40 条～第 41 条 《記載省略》</p>	<p>第 34 条～第 35 条 《現行どおり》</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第 43 条 《記載省略》</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 37 条 《現行どおり》</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第 44 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当<u>(以下「期末配当金」という。)</u>を支払う。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第 38 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。</p>

現 行	変更案
<p>(中間配当金)</p> <p>第 <u>45</u> 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「<u>中間配当金</u>という。)<u>をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>46</u> 条        《記載省略》</p> <p>                  《新        設》</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第 <u>39</u> 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当を<u>することができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>40</u> 条        《現行どおり》</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p>第 <u>1</u> 条        第 <u>51</u> 期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 <u>423</u> 条第 <u>1</u> 項の賠償責任を限定する契約については、<u>なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 <u>39</u> 条の定めるところによる。</u></p>